

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」

平成28年度会議の審議の概要

1 日 時 平成29年3月14日(火) 13:30~15:30

2 場 所 和歌山県民文化会館 102号室

3 内 容

(1) 審議事項1: 事業の目標達成状況及び成果について

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』

『強い農業づくり交付金』

(2) 審議事項2: 平成29年度の事業実施計画について

(3) その他

4 出席者及び提出資料 別添のとおり

5 審議の概要

提出資料に基づき各担当者から説明を行い、第三者の視点から疑問点や改善点について意見を求めた。

委員から特に異議はなかった。

主な意見及び質問は以下のとおり。

(1) 審議事項1: 事業の目標達成状況及び成果について

○寺内委員

かつらぎ町の480号沿施設はトンネル開通が遅れたため目標未達成となっているが、かつらぎ西PAはどれくらいの達成率だったのですか。

☆果樹園芸課

かつらぎ西PAは10万人を目標にしており、すでに目標を達成しています。480号施設は鍋谷トンネル開通が遅れたため未達となっていますが、4月1日のトンネル開通後は誘客を見込めるため、29年度中の目標達成を目指しています。

○橋本委員

480号施設の目玉は何ですか。

☆果樹園芸課

レストラン・パン屋に地元で有名な業者に入ってもらおう予定です。それだけでは客が定

着しないので、イベントの実施やトンネルを抜けた先の大阪でアピールが必要と考え、かつらぎ町に指導しています。

○橋本委員

大阪側には大型店舗等がたくさんあるため、目玉を明確にしないと目標達成は難しいと思います。

☆果樹園芸課

委員のおっしゃるとおり、この施設を目的地にしないと集客は難しいと考えています。秋には柿もあり、風光明媚なところなので秋の集客は見込めるが、秋だけではいけないので、地元にも特徴を出すための工夫するよう伝えています。

○山下委員

かつらぎ町の施設を整備することによって、町内で新たな雇用は生まれていますか

☆果樹園芸課

指定管理者を選定したうえで、地元の雇用を優先するように働きかけています。また、直売所も常時開設するため地元の雇用が見込まれています。

○山下委員

地元の活性化のためには雇用が必要と考えられるため、引き続き指導をお願いします。

○西畑委員

くしがきの里というネーミングは非常に良いと思います。

○橋本委員

観光農園などの直売所プラスアルファの魅力がないと、大阪側からの誘客は難しいと思います。

☆果樹園芸課

かつらぎ町では農家民泊などのグリーン・ツーリズムにも取り組み、世界遺産もあるため、総合的にアピールしていきたいと考えています。

○西畑委員

みかん選果機の整備では、ブランド品率の目標を達成する一つの方法として、マルチ栽培を挙げていましたが、マルチ栽培すると収量が増えるのですか。

☆果樹園芸課

マルチ栽培とはマルチシートを敷設して水分を遮断して糖度を高める栽培方法です。天候に左右されずにコンスタントに糖度が高い果実を作れるため、ブランド品率の向上に繋

がります。

○橋本委員

達成状況について、目標値だけでなく経済評価として達成することでどれだけの効果が生まれたか算出することはできないでしょうか。そうすることで農家のモチベーションに繋がるのではないのでしょうか。

☆果樹園芸課

来年度の第三者部会に出せるように検討してみます。かんきつ選果機の整備では、光センサー式選果機の導入により厳選した出荷に取り組むことで、平成27年度産のみかんの産出額が日本一になるなどの効果が出ています。

(2) 審議事項2：平成29年度の事業実施計画について

○橋本委員

J A紀南のドライフルーツは海外向けですか。

☆果樹園芸課

海外向けも検討しています。

○寺内委員

事業の説明であったポイント制度とはどういったものですか。

☆果樹園芸課

事業要望の採択に際して、目標設定にポイントが定められています。ポイントの高い計画から国で採択される仕組みです。

○山下委員

ドライフルーツの計画でポイントの一番高いものは何ですか。

☆果樹園芸課

加工品率の向上とブランド品率の向上でポイントを取っていますが、受益となる産地が大きいとポイントが上がりにくい状況です。

○山下委員

以前は事業数をもっと多かったと思うので、掘り起こしにも努力していただきたい。

☆果樹園芸課

選果機等の場合は10年程度で新たな整備が必要になるため、既に複数の要望を把握しています。

○寺内委員

果実は生果で食べられる期間が限られているため、ドライフルーツの発想は良いと思います。最近では機能性食品への関心も高いため、プレミアムが付くと消費者が飛びつくので、加工品といった発想は必要だと思います。そのような発想を独自に採択のポイントとすることはできないのですか。

☆果樹園芸課

ポイントは、国で定められた項目が示されているため、こちらで新たに作成することはできません。

○橋本委員

和歌山の農業を維持するためには、加工品など新たな取組も必要と思いますので、今後とも戦略的に考えていただきたい。

○西畑委員

あんぽ柿加工施設は、既存のシイタケ施設と同じ所に整備するのですか。

☆果樹園芸課

シイタケ施設の建屋をそのまま活用し、内部に機械を整備する計画です。

(3) その他

○橋本委員

報告のあった直売所以外は、調べていないのですか。

☆果樹園芸課

国庫補助金を活用した直売所のみ対象に調査しています。

○西畑委員

各直売所の売上が増加していることは、直売所の努力が見える良い結果だと思います。

☆果樹園芸課

色々なイベント等を開催されているので、その結果が出ているのだと思います。

○橋本委員

愛媛県は紅まどんなや甘平などのインパクトのある中晩柑の品種が多いが、和歌山の中晩柑の状況はいかがですか。

☆果樹園芸課

和歌山県では温州みかんを主力としているため、ゆら早生をはじめ、YN-26、田口早生、きゅうきといった県オリジナル品種の栽培に力を入れています。また、現在は晩生品種も育成している状況で、極早生から晩生まで高品質なみかんを出荷できる体制づくり

をめざしています。

○山下委員

地域では耕作放棄地が非常に増加しています。農家の高齢化が進み、担い手育成が追いついていない状況であるため、耕作放棄地の増加がさらに進んでいます。国の事業を活用し、農地を有効活用する方策を是非考えていただきたい。

☆果樹園芸課

国の事業では農地中間管理機構を活用した所を優遇する制度もできているが、中山間地の果樹産地では園地条件により機構の有効活用が難しい状況です。機構をうまく活用する仕組みづくりや、耕作放棄地になる前に手を打つ方法を考えていかないといけないと考えています。

○岸上委員

新長期総合計画に掲げている 10 年間は、今までにないくらい担い手が減ると考えられます。和歌山県の農業は特徴があるため、国の施策がそのまま当てはまるものではないと思うので、工夫が必要だと思います。特徴ある施策の検討や、国への要望を行っていただきたい。

☆果樹園芸課

委員のご指摘を踏まえ、国へも要望を行ってまいります。

終了 15:30



平成28年度「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」

日時：平成29年3月14日（火）13時30分～

場所：和歌山県民文化会館 102号室

会 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 報告事項

(1) 新和歌山県長期総合計画（原案）について

(2) 国の農業施設整備関連予算の概要

4 審議事項

(1) 事業の目標達成状況及び成果について

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』

『強い農業づくり交付金』

(2) 平成29年度の事業実施計画について

(3) その他

国庫交付金で整備された農産物直売所等の利用実績について

5 閉 会

「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」出席者名簿

日時：平成29年3月14日(火)13:30～

	所 属	役 職	氏 名
1	委 員	和歌山大学名誉教授	橋本 卓爾
2	委 員	和歌山大学准教授	岸上 光克
3	委 員	時事通信社和歌山支局長	寺内 豊麿
4	委 員	県くらしの研究会副会長	西畑 育子
5	委 員	近畿大学生物理工学部	山下 輝修

	所 属	役 職	氏 名
6	果樹園芸課	課長補佐	野畑 昭弘
7	果樹園芸課	主任	仲 真永
8	果樹園芸課	主任	新田 佳範
9	果樹園芸課	技師	廣田 彩花
10	果樹園芸課(事務局)	課長補佐兼産地振興班長	立石 修
11	〃	副主査	田中 友張
12	〃	副主査	岡本 功一

平成28年度「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」

座 席 表

○	○	○	○	○
山下委員	岸上委員	橋本委員	寺内委員	西畑委員

○	○	○	○	○
仲主任	岡本副主査	野畑課長補佐	田中副主査	司会 立石班長

				○
			廣田技師	新田主査

資料 1

新和歌山県長期総合計画（原案）について

策 定 型 案

本計画は、昭和57年度から昭和63年度までの7年間の計画期間を以て、

和歌山県長期総合計画

(平成 29 年度～平成 38 年度)

【 原 案 】

平成 28 年 12 月

第3項 農林水産業の振興

1. 農業の振興

<現状・課題>

- ▶ 本県の農業は恵まれた気象条件を生かした果樹栽培が盛んであり、産出額の61%（2014（平成26）年度）を果実が占め、全国に比べて特異な構成となっています。
- ▶ 人口減少や高齢化による国内市場の縮小や、貿易自由化の進展による安価な外国産農畜産物との競合などにより、収益性の悪化が懸念される中で、海外への販路開拓なしに農業の飛躍的な成長は望めない状況です。
- ▶ 近年、消費者の安全・安心で機能性の高い農畜産物を求める声が高まっています。
- ▶ 農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地の増加や水利施設の老朽化が進んでいます。
- ▶ みかんや梅など単一品目の専作経営は、価格変動や、台風・集中豪雨等の被害により、収入が不安定となるリスクがあります。

<めざす方向>

経済のグローバル化や消費者ニーズの多様化に的確に対応するため、海外への市場拡大や国内外でのブランド化を進めながら、安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給を図ります。

また、ICT やロボット等の革新的技術の活用によるスマート農業や農地の集積・集約化等の推進により、生産性の向上を図るとともに、複合経営等の推進により農業経営の安定化を進め、「収益性の高い農業」を実現します。

さらに、観光や福祉、教育等の分野と連携し、産業全体としての好循環を生み出す「農業の多面的な発展」を実現します。

<実施する主な施策>

1 国内外に向けた販路開拓・販売促進

- ア 国内市場に加え、海外市場のターゲットを的確に見据えた産地育成を推進します。
- イ 県産果実の輸出拡大に向け、植物検疫の問題で輸出できない相手国との早期輸出解禁合意等について、国に働きかけます。
- ウ 海外市場で有望な果実を低コストで長距離輸送できる鮮度保持技術の開発を進めます。

第2節 しごとを創る 第3項 農林水産業の振興

- エ 産地が主体となった果実輸出への取組を支援するとともに、県内事業者と輸出商社との商談会開催や海外展示会への出展等により商談機会を創出します。
- オ 県産ブランドの構築に取り組む産地等を支援するとともに、高級販路の開拓や国内大型展示会への出展等、県内事業者にとって有利な販路を開拓します。
- カ 加工業・飲食業や直売所など多様な流通チャネルに対応した産地の生産・出荷体制を充実します。
- キ 農業者が加工や販売にも取り組む6次産業化を推進するとともに、異業種連携による商品開発や販路拡大により、新たな需要を開拓します。
- ク みかんや梅等の機能性表示や地理的表示制度の活用を進めます。

2 安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給

- ア 機能性成分に着目した新品種の育成や栽培技術の開発を進めます。
- イ 国際的に通用するGAP（農業生産工程管理）やHACCP（食品衛生管理基準）の認証取得により、食品の適正な生産・製造工程管理を推進します。
- ウ 農薬の適正使用や、土づくりを基本とした化学肥料・農薬の低減に取り組むエコ農業を推進するとともに、重要病害虫・鳥インフルエンザ等の動植物防疫対策を実施します。
- エ わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度やわかやまジビエ肉質等級制度の普及により、消費者の安心・信頼を確保し、ジビエの消費拡大を進めます。

3 生産性の向上

- ア ICT やロボット等の革新的技術を積極的に導入し、農業者の高齢化や減少に対応した農業の省力化や軽作業化を進めます。
- イ 水利施設の整備エリアのゾーニングによる効率的な更新・高度化や、野菜・施設園芸振興のためのほ場整備、園内道等の園地改良により、優良な農地を確保します。
- ウ 農地中間管理機構と本県が独自に各地域へ設置した農地活用協議会が連携して情報の収集・提供体制を強化し、農地の流動化を促進することにより、担い手への農地の集積・集約化を図ります。
- エ 果樹の県オリジナル品種をはじめとする優良品種・品目への転換を進めるとともに、マルチ栽培や完熟栽培などによる高品質果実の生産・流通を拡大します。
- オ 高度な環境制御システム等の導入による野菜花きの高品質化や省エネ化の推進により、施設園芸の拡大を図るとともに、露地栽培での省力・低コスト化を進めます。
- カ 熊野牛の増頭を進めるとともに、消費者ニーズに対応した独自性の高い畜産物の生産、ブランド構築に取り組みます。

4 農業経営の安定化

- ア 施設栽培や新たな品目の導入を進め、果樹・野菜・花きの複合経営を推進します。
- イ 気候変動に適応した新品種の育成や栽培技術を開発します。
- ウ 有害鳥獣の捕獲、狩猟者の育成、防護柵の設置等の鳥獣害対策を強化するとともに、捕獲した鳥獣の食肉利用を促進します。
- エ 農業共済等への加入を進め、農業者のセーフティーネットの確立を図ります。
- オ 6次産業化や複合経営などに取り組む担い手の経営基盤の強化を図るため、法人化により家族型経営から雇用型経営への転換を進めるとともに、農地情報の収集・提供体制を強化し、企業の農業参入を推進します。

5 他分野との連携による農業の多面的な発展

- ア 観光業と融合したグリーンツーリズムを推進するとともに、学校教育における職業体験や教育旅行の推進、福祉分野との連携により、農業の多面的な発展を図ります。

<進捗管理目標>

指 標	基準値 (2015年度) (2014年度)	目標値 (2026年度)
農業産出額	952 億円 (2014年度)	1,200 億円
農家戸数	29,713 戸	24,000 戸
耕地面積	33,700ha	32,000ha
県産果実及び果実加工品の輸出額	4.3 億円	70 億円
農地活用協議会が取り扱う農地の流動化面積 (年間)	112ha	300ha
農業法人数	66 法人	150 法人
グリーンツーリズム推進地域	2 地域	30 地域

資料 2

国の農業施設整備関連予算の概要

農業施設整備関連予算の概要

H29. 3

NO	事業名	概要	補助率等	補助形態	平成27年度当初予算(億円)	平成28年度当初予算(億円)	平成29年度概算決定額(億円)
①	農山漁村振興交付金のうち 農山漁村活性化整備対策 (旧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	地域活性化や定住促進を図るため、都市と農山漁村の交流施設等の整備を支援します。 ※上限事業費:10億円	県計画・共同計画・市町村単独計画全て対象 1/2以内または3/10以内	間接補助事業 (国→県→市町村→事業実施主体)	62	53 (80億円の内の数)	28 (101億円の内の数)
②	強い農業づくり交付金	集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウス、畜舎、農産物処理加工施設などの共同利用施設の整備を支援します。	1/2以内		231	208	202
③	産地パワーアップ事業	集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウスなどの中規模施設の整備を支援	1/2以内	間接補助事業 (基金管理団体→県→市町村→事業実施主体)	505 (27補正)	570 (28補正)	—

国庫交付金を活用した各事業の目標
達成状況及び成果について
(H28年度を目標年度とする事業分)

◆事業評価対象地区一覧

1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 評価対象事業

実施年度	地区名	事業実施主体	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業内容	目標年度	報告年度	担当課
H24～H28	かつらぎ町地区	かつらぎ町	541,283	270,641	地域連携販売力強化施設	H28	H29	果樹園芸課

2 強い農業づくり交付金事業 評価対象事業

実施年度	地区名	事業実施主体	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業内容	目標年度	報告年度	担当課
H20	みなべ町	JA紀州 (旧JAみなべいなみ)	23,450	11,610	小規模土地基盤整備 改植	H28	H29	果樹園芸課
H20	田辺市	JA紀南	25,794	12,621	小規模土地基盤整備 改植	H28	H29	果樹園芸課
H22	有田川町	JAありだ	585,690	273,308	かんきつ選果施設 (非破壊糖酸センサー12条 137.5t/日)	(H24) H27	(H25) H28	果樹園芸課
H24	有田川町	マル有共選組合	207,900	99,000	かんきつ選果施設 (非破壊糖酸センサー6条 65t/日)	(H26) H28	(H27) H29	果樹園芸課
H24	御坊市・印南町・みなべ町・日高川町	JA紀州 (旧JA紀州中央)	333,690	158,900	かんきつ選果施設 (非破壊糖酸センサー3条 61.25t/日) かんきつ貯蔵庫 (30t/2室)	(H26) H28	(H27) H29	果樹園芸課
H25	紀の川市	和歌山県農業協同組合連合会	1,460,024	675,937	かんきつ果汁搾汁施設 (荷受・搾汁・殺菌・濃縮設備 250t/日)	(H27) H28	(H28) H29	果樹園芸課
H25	由良町・日高町	JA紀州 (旧JAグリーン日高)	294,000	140,000	かんきつ選果施設 (非破壊糖酸センサー6条 62.5t/日)	(H27) H28	(H28) H29	果樹園芸課
H26	有田川町	JAありだ	134,449	62,245	集出荷貯蔵施設(貯蔵庫18t) 山椒選別機(1.2t/日)	H28	H29	果樹園芸課
H26	田辺市	JA紀南	410,400	190,000	かんきつ選果施設 (非破壊糖酸センサー18条 150t/日)	H28	H29	果樹園芸課

(参考様式 5 - 1)

伊都広域活性化計画 改善計画書

平成29年2月28日作成

都道府県名	計画主体名	地区名	計画期間	実施期間
和歌山県	和歌山県	かつらぎ町 地区	平成24年度～ 平成28年度	5年
事業メニュー名	事業内容及び事業量		事業実施主体	
地域連携販売力強化 施設	京奈和自動車道PA内施設 建屋 鉄骨造 1棟 416㎡ 付帯構造物 348㎡ 国道480号沿地域振興交流施設 建屋 木造 3棟 834㎡ 駐車場等 5,300㎡		かつらぎ町	

1. 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率 (%) B / A	備考
交流人口の増加	30.94%	18.00%	58.2%	地域連携販売力 強化施設

2. 目標が達成されなかった要因

<p>〈交流人口の増加〉 活性化計画における期間設定に、当初平成27年度末に480号鍋谷トンネルが開通予定であったが平成29年4月1日に延期になったため、見込み数の来客数がなかった。</p>
--

3. 目標達成に向けた方策

目標達成年度	31年度
事業の推進体制	和歌山県、かつらぎ町長
具体的取組方策	<p>480号鍋谷トンネルが予定の期間内に開通しなかったため、来客数が伸びず達成できなかった。4月の開通より誘客に努め、目標を達成するよう努力する。</p> <p>そのため、今回、評価期間を平成29、30、31年の3年間に設定した上で、推進体制の連携強化を図るとともに、地場産農産物を活用した都市住民との交流を積極的に推進することで、目標達成を図る。</p>

(参考様式 4 - 2)

かつらぎ町地区活性化計画 目標達成状況報告

平成29年2月28日作成

都道府県名	計画主体名	地区名	計画期間	実施期間
和歌山県	かつらぎ町	かつらぎ町地区	平成24年度～平成28年度	5年
事業メニュー名		事業内容及び事業量		事業実施主体
地域連携販売力強化施設		京奈和自動車道PA内施設 建屋 鉄骨造 1棟 416㎡ 付帯構造物 384㎡ 国道480号沿地域振興交流施設 建屋 木造 3棟 834㎡ 駐車場等 5,300㎡		かつらぎ町

1 目標達成に向けた取組

平成28年度実施方策	目標達成に向け、地場農産物を用いた個性ある店作りを通じて都市住民との交流に取り組んだ。
平成28年度の目標値と実績値	◎交流人口の増加 平成28年度の交流人口（実績）：297,751人(H29.2月末現在) （参考） 平成25年度の交流人口（実績）235,985人 平成26年度の交流人口（実績）205,022人 平成27年度の交流人口（実績）356,362人 （計画の目標） 平成25～28年度の交流人口の増加 30.94%の増加(3か年の交流人口合計：1,215千人)
所見	京奈和自動車道PA内施設は、順調に進んでいる。 しかし、平成20年度～23年度の平均交流人口232千人に対し、30%の増加を見込んでいたが、平成28年度までの実績による交流人口は、18.00%の増であった。これは、平成28年度開通予定であった480号鍋谷トンネルが平成29年度に延期されたことの影響と考えられる。 国道480号沿地域振興交流施設は平成29年4月1日から営業を本格的に稼働されることになっており、目標達成に向けて引き続き地場農産物を活用した都市住民との交流を積極的に取り組んでいきたい。

- ※ 事後評価時に策定した改善計画を添付すること。
- ※ 目標達成年度まで毎年度策定し、9月末日までに報告すること。
- ※ 達成率等算出根拠資料（参考様式4-2添付資料）を添付すること。

単位:人

交流人口

	直売所	食材供給施設	京奈和西PA		480号施設			合計
			物産	レストラン	物販	レストラン	体験加工施設	
H25	194,187	41,798	—	—	—	—	—	235,985
H26	168,869	36,153	—	—	—	—	—	205,022
H27	179,105	40,423	102,758	34,076	—	—	—	356,362
H28	113,627	27,230	118,427	34,314	4,153	—	—	297,751

※直売所は、道の駅紀の川万葉の里のレジ通過者数。

食材供給施設は、紀の川万葉の里の食堂の販売機利用者数

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

1 産地競争力の強化を目的とする取組用

(和歌山県 平成28年度)

市町村 名称	事業 名称	事業 目的	取組 内容	作物等 区分①	産地 区分②	成果目標 の具 体的な 内容③	事業実施後の状況④											事業内容	事業費 (円)	負担区分 (円)			完了年月 月	備考		
							計画時 (平成 19年)	1年後 (平成 21年)	2年後 (平成 22年)	3年後 (平成 23年)	4年後 (平成 24年)	5年後 (平成 25年)	6年後 (平成 26年)	7年後 (平成 27年)	8年後 (平成 28年)	目標値 (平成 28年)	達成率			交付金	市町村費	その他				
みなべ町	岩洲農産同組合(旧みなべいなみ農産同組合)	産地競争力の強化に向けた社会的推進 産地競争力の強化	果樹(薄)	果樹(薄)	生産性向上	生産性の向上	改修により 収穫が 増える こと を 目的 とし、 産地 競争 力を 向上 させ る こと を 目的 とし た。	10a当 たり 時間 283 時間	10a当 たり 時間 251 時間	10a当 たり 時間 254 時間	10a当 たり 時間 242 時間	10a当 たり 時間 235 時間	10a当 たり 時間 220 時間	10a当 たり 時間 216 時間	10a当 たり 時間 210 時間	10a当 たり 時間 210 時間	100.0%	100.0%	11,010,000	0	4,644,000	7,345,394	22,495,394	22,495,394	121.2.30	

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

整備事業

I 産地競争力の強化を目的とする取組用

(和歌山県 平成28年度)

事業 主体 名	取組 目的 類	作物等 区分 (対象 作物・ 番種等 名)	成果目 標の具 体的な 内容	事業実施後の状況											事業費 (円)	事業内容 (工種、施設区 分、播造、規 格、能力等)	交付金	市町村費	その他	完了 年月日	備考									
				計画時 間(平成 19年)	事業完 了時 (平成 20年)	1年 後 (平成 21年)	2年 後 (平成 22年)	3年 後 (平成 23年)	4年 後 (平成 24年)	5年 後 (平成 25年)	6年 後 (平成 26年)	7年 後 (平成 27年)	8年 後 (平成 28年)	目標値 (平成 28年)								達成率								
田 辺 市	産地競争力の強化に向けた総合的推進	果樹(梅)	労働時 間の前 減	時間	268	時間	260	時間	245	時間	238	時間	229	時間	224	時間	209	時間	201	時間	201	100	25,793,752	緑箱作物小規模 土地基盤整備 改種 9.50ha	12,621,000	0	5,046,000	8,124,752	H21.3.10	
	産地競争力の強化		反収の 向上	kg	1,456	kg	1,428	kg	1,472	kg	1,544	kg	1,752	kg	1,920	kg	2,024	kg	2,164	kg	2,095	111								
			生産性の向上	10a当 たり 労働 時間 282時間																										
				10a当 たり 反収 1,468kg																										

強い農業づくり交付金 有田川町金屋地区(JAありだ AQ総合選果場選果機整備)における事業評価について

(実施主体:JAありだ)

事業実施年	市町村名	地区名	整備事業の取組内容	成果目標	目標数値			改善計画提出後			達成率	
					計画時(H21)	目標(H24)	実績(H24)	実績(H25)	実績(H26)	実績(H27)		
22年度	有田川町	金屋地区	経営構造対策	農業所得の向上(戸)	0	527	371	406	436	530	70.3%	100.6%
				老木園の改植(ha)	0	30.0	29.8	36.2				99.3%

（別紙）

成果目標	目標数値				達成率
	計画時	目標	実績	実績	
	(H21)	(H24)	(H24)	(H25)	
農業所得の向上(戸)	0	527	371	406	77%
老木園の改植(ha)	0	30	29.8	36.2	121%

品質向上を図るための「老木園の改植」については、平成 25 年度中に目標値を達成しましたが、「農業所得の向上」については、価格低迷等の影響を受け、依然達成しておりません。今後改植した園地の成園化による収量の増加が見込まれることや、高品質生産に努めることで新たな出荷先を開拓し、高単価での販売を実現するよう、引き続き目標達成に向け努力をしていきます。

平成 26 年は具体的に下記の事項に重点を置き、目標達成に向け取り組みます。

所得向上目標達成に向けた具体的方策

【生産対策】

- ・ 味一みかん・特選みかんの生産量拡大（栽培技術講習会の開催）
- ・ 糖度不足・着色不良園のマルチ被覆、フィガロンの利用の徹底
- ・ 園地データ（糖度・酸度・着色）を基にした生産部会による園地別巡回指導
- ・ 浮皮多発園でのジベレリン散布による浮皮果軽減対策
- ・ 適正な選定、摘果、施肥の徹底による安定結実（隔年結果是正）
- ・ 腐敗果防止対策（防腐剤散布の徹底、収穫・家庭選別時の丁寧な取扱い、密植の間伐枯れ枝の除去など園内環境の改善）

【販売対策】

- ・ 品質重視の選果体制による高品質みかんの安定供給
収穫前の全園地分析品質検査を基に品質の上がった園地より集荷・出荷
- ・ 計画集荷による年末の需要時期に対する数量確保
- ・ 産地・消費地・同時期販売競合品の動向、年度の特徴を踏まえた出荷計画

【消費宣伝及び消費拡大対策】

- ・ 量販店・小売店等での消費宣伝活動の実施、売場面積の拡大
- ・ 部会組織（青年部・女性部）の販売促進の実施
- ・ 有田みかん統一のTV・ラジオCMの実施
- ・ 消費者との交流による収穫体験の実施（「ありだ」のファンづくり）

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

整備事業

1 産地競争力の強化を目的とする取組用

(和歌山県 平成28年度)

市町村名	事業実施主体名	政策目的	取組の分類	作物等区分④ (作物・品種等名)①	政策目標① 成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①							成果目標の具体的な内容②	政策目標②	作物等区分④ (作物・品種等名)②	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②							事業内容	事業費 (円)	負担区分 (円)			完了年月日 備考
						計画時 (平成 23年)	1年後 (平成 24年)	2年後 (平成 25年)	3年後 (平成 26年)	4年後 (平成 27年)	5年後 (平成 28年)	目標値 (平成 26年)					達成率	計画時 (平成 23年)	1年後 (平成 24年)	2年後 (平成 25年)	3年後 (平成 26年)	4年後 (平成 27年)	5年後 (平成 28年)			目標値 (平成 26年)	達成率	交付金	
右田川町	マル有共選組合	産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	果樹(柑橘類)	品質向上 ブランド品の増加	31.0%	-	28.5%	33.3%	38.1%	42.1%	40.0%	123.3%	93.7%	-	96.0%	96.1%	99.8%	100.0%	99.8%	103.2%	振興品 目の割合が 6.3ポイント 増加した	振出荷肝限 施設 メンサージ システム(6 条)一式	207,900,000	99,000,000	0	108,900,000	H.25. 8.30	

(注) 1 別紙様式1号の2の1に準じて作成すること。
 2 要綱第1の1の(2)のアの(ア)及び(イ)場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
 3 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

整備事業

1 産地競争力の強化を目的とする取組用

(和歌山県 平成28年度)

市町村名	事業実施主体名	政策目的	取組の分類	作付等区分①	政策目標①	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①								成果目標の具体的な内容②	政策目標②	作付等区分②	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②								事業内容	事業費(円)	負担区分(円)			完了年月日	備考
							計画時(平成23年)	1年後(平成24年)	2年後(平成25年)	3年後(平成26年)	4年後(平成27年)	5年後(平成28年)	目標値(平成26年)	達成率					計画時(平成23年)	1年後(平成24年)	2年後(平成25年)	3年後(平成26年)	4年後(平成27年)	5年後(平成28年)	目標値(平成26年)	達成率			交付金	都道府県費	市町村費		
御坊市・印南町・みなべ町・日高川町	紀州農産協同組合	産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	果樹(柑橘類)	品質向上	ブランド品の取組を10.5%以上増加	ブランド品の割合1.0%	16.1%	16.3%	14.7%	12.5%	11.5%	109.5%	102.1%	32.2%	82.1%	94.0%	93.3%	96.1%	88.5%	158,900,000	333,690,000	0	0	174,790,000	125.9.9							
				果樹(柑橘類)	品質向上	ブランド品の取組を10.5%以上増加	ブランド品の割合1.0%	16.1%	16.3%	14.7%	12.5%	11.5%	109.5%	102.1%	32.2%	82.1%	94.0%	93.3%	96.1%	88.5%	158,900,000	333,690,000	0	0	174,790,000	125.9.9							
				果樹(柑橘類)	品質向上	ブランド品の取組を10.5%以上増加	ブランド品の割合1.0%	16.1%	16.3%	14.7%	12.5%	11.5%	109.5%	102.1%	32.2%	82.1%	94.0%	93.3%	96.1%	88.5%	158,900,000	333,690,000	0	0	174,790,000	125.9.9							

(注) 1 別添様式1号の2の1)に従って作成すること。
 2 取組経1の1の(2)のアの(ア)及び(イ)の場合には、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
 3 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

別添
加工品仕向量確保に向けた取り組み

<単位:t>

	更新前				現状				目標						
	H24	H25		H26		H27		H28		H29		H30		H31	
	実績	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比	計画	前年比	計画	前年比		
加工仕向量(目標値:11,946t)	6,503	7,304	112%	8,432	115%	9,137	108%	6,398	70%	11,000	172%	11,300	103%	11,946	106%
内訳	6,503	7,304	112%	8,432	115%	7,259	86%	3,878	53%	7,200	186%	7,500	104%	8,146	109%
長期契約	0	0		0		1,878		2,521	134%	3,800	151%	3,800	100%	3,800	100%
厳選出荷	73,218	77,137	105%	79,099	103%	70,992	90%	68,398	96%	75,000	110%	74,000	99%	76,000	103%
総出荷量															

※H26に施設を更新

○対応方針:平成29年度より加工料仕向量を増やすため、各JAの販売部門など(部会や共選などにも周知徹底をすすめる)に推進強化をはかり、3年後の平成31年度目標達成にむけ取り組む。

<参考> ※長期契約の内訳(案)

<単位:t>

	H27	H28	計画H29	計画H30	計画H31
JAわかやま	264	135	250	260	280
JAながみね	747	253	740	770	830
JA紀里	830	537	820	850	920
JA紀北かわかみ	261	186	250	260	280
JAありだ	5,092	2,767	5,100	5,310	5,786
JA紀州	65	0	40	50	50
JA紀南	0	0	0	0	0
計	7,259	3,878	7,200	7,500	8,146

<参考> ※厳選出荷の内訳(案)

<単位:t>

	H27	H28	計画
JAわかやま	0	0	0
JAながみね	331	261	402
JA紀里	52	32	91
JA紀北かわかみ	7	3	14
JAありだ	1,488	2,225	2,876
JA紀州	0	0	156
JA紀南	0	0	261
計	1,878	2,521	3,800

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

整備事業
1 産地競争力の強化を目的とする取組用

(和歌山県 平成28年度)

市町村名	事業実施主体名	政策目的	産地の区分	作物等区分①	政策目標①	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①						成果目標の具体的な実績①	作物等区分②	政策目標②	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②						成果目標の具体的な実績②	事業内容	事業費(円)	負担区分(円)				完了年月日	備考
							計画時(平成24年)	1年後(平成25年)	2年後(平成26年)	3年後(平成27年)	4年後(平成28年)	目標値(平成27年)					達成率	計画時(平成24年)	1年後(平成25年)	2年後(平成26年)	3年後(平成27年)	4年後(平成28年)				目標値(平成27年)	達成率	交付金	都道府県費		
由良町・日高町	紀州農業協同組合	産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	果樹(柑橘類)	品質向上	ブランド品の割合を11.3ポイント増加	ブランド品の割合15.0%	7.3%	14.5%	21.0%	12.0%	ブランド品の割合26.3%	-26.5%	果樹(柑橘類)	労働時間の削減	単位面積あたりの労働時間12.2割削減	220h/10a	220h/10a	208.5h/10a	192.1h/10a	192.1h/10a	193h/10a	103.3%	高性能センサーの導入で作業や収穫の選別が可能となり、作業効率の向上に繋がった。	294,000,000	140,000,000	0	0	154,000,000	H26.3.6	

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

(和歌山県 平成28年度)

整備事業

1 産地競争力の強化を目的とする取組用

市町村名	実施主体名	政策目的	事業の分類	作物等区分① (対象作物・畜種等名)①	政策目標①	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①					作物等区分② (対象作物・畜種等名)②	政策目標②	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②					事業内容	事業費(円)	負担区分(円)			完了年月日	備考									
							計画時(平成25年)	1年後(平成26年)	2年後(平成27年)	3年後(平成28年)	目標値(平成28年)				達成率	計画時(平成25年)	2年後(平成27年)	3年後(平成28年)	目標値(平成28年)			達成率	交付金	市町村費			その他								
有田川町	ありた農産協同組合	産地競争力の強化に向けた総合的推進	産地競争力の強化に向けた総合的推進	果樹(山椒)	品質向上	加工向付け割合を3%以上増加(額別109)	加工向付け割合50.5%	加工向付け割合53.7%	加工向付け割合46.9%	加工向付け割合67.7%	加工向付け割合	-20.9%	山椒選別物の運入により異物混入等を防ぐことができた。商品性の向上に繋がった。	果樹(山椒)	品質向上	単位面積当たりの販売額を増加(額別114)	単位面積当たりの販売額が15.8%	単位面積当たりの販売額が14.5%	単位面積当たりの販売額が11.5%	単位面積当たりの販売額が30.5%	単位面積当たりの販売額が-185.7%	達成率	0	0	59,740,000	0	12,464,200	0	51,500,000	111,240,000	134,449,200	62,245,000	72,204,200	H27.6.30	

資料4

平成29年度実施予定の事業計画について

国庫事業の実施予定事業費一覧

単位：千円

区分	事業費 (千円)	国費	県費
強い農業づくり交付金	1,959,599	907,221	0
産地パワーアップ事業	520,643	246,648	0
合計	2,480,242	1,153,869	0

※H28からの繰越予算を含む

平成28年度ハード事業の繰越実施（H29年度分）の状況について
【強い農業づくり交付金】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)	国費		備考
						国費	県費	
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設整備	海南市	J Aながみね	○麻婆選果場の選果機等 ・非酸選果センターシステム一式 16条 ・貯蔵庫新設・改修(6室、312t) ・建屋増築(2,752㎡)	1,204,200	557,500	0	担当：果樹園芸課
合	計				1,204,200	557,500	0	

【産地パワーアップ事業】

取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)	国費		備考
					国費	県費	
生産技術高度化施設整備	橋本市	農事組合法人き のくに農業村	○ほうれん草・ねぎ栽培施設 ・複合環境制御(温度、降雨)による高度 環境制御栽培施設 0.386ha	174,485	80,780	0	担当：果樹園芸課
農産物処理加工施設整備	かつらぎ 町	かつらぎ町	○あんぱね加工施設一式 ・年間処理量 775,000kg	346,158	165,868	0	担当：果樹園芸課
合	計			520,643	246,648	0	

平成29年度ハード事業の実施計画について
【強い農業づくり交付金】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)	国費		備考
						国費	県費	
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設整備	有田川町	J Aありだ	○AQ総合選果場の選果機 ・非酸選果センターシステム一式 6条	270,000	125,000	0	担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	農産物処理加工施設整備	田辺市・ 上富田町	J A紀南	○ドライフルーツ工場 ・鉄骨造平屋建 805.5㎡ ・処理量 302t/年	485,399	224,721	0	担当：果樹園芸課
合	計				755,399	349,721	0	

資料 5

国庫交付金で整備された農産物直売所等の
利用実績について

和歌山県農業農村振興委員会
農業及び農山村の振興に係る第三者部会について
(設置根拠及び目的)

○附属機関の設置等に関する条例

昭和 28 年 4 月 7 日 条例第 2 号
最終改正 平成 28 年 6 月 28 日 条例第 58 号

附属機関の設置等に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、法令又は他の条例に定があるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(昭 51 条例 38・一部改正)

(附属機関の設置)

第 2 条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。※他の附属機関は表から省略

附属機関の名称	担任する事務
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務

2 (略)

(執行機関への委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

(昭 50 条例 34・昭 51 条例 38・平 11 条例 33・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 9 月 1 日から適用する。但し、和歌山県自治紛争調停委員に関するものについては、昭和 28 年 4 月 1 日から適用する。

2～4 (略)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 28 日条例第 58 号)

○知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成 25 年 4 月 2 日 規則第 47 号

改正 平成 28 年 6 月 28 日 規則第 62 号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

(目的)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例(昭和 28 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、別表第 1 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 附属機関は、条例第 2 条第 1 項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

(組織)

第 3 条 附属機関は、別表第 1 定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第 1 委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、別表第 1 任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)を置く。

2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(専門委員)

第 6 条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他相当と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 別表第2 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。

2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。

6 部会長は、部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1 所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1(第1条、第3条、第9条関係)

(平25規則55・平26規則34・平27規則17・平28規則29・平28規則62・

一部改正)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
和歌山県農業農村振興委員会	12人以内	学識経験を有する者	3年以内	農林水産部

別表第2(第7条関係)

(平26規則34・平27規則17・平27規則57・一部改正)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県農業農村振興委員会	日本型直接支払制度推進部会	県の特認基準の妥当性、市町村の対象農地の指定、当該年度の事業の執行状況及び各地区の取組についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	中山間ふるさと・水と土保全推進部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業実施に係る企画提案の評価・審査その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	農業及び農山村振興に係る第3者部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業地区別の各年度における成果についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 (略)

附 則(平成28年6月28日規則第62号)

強い農業づくり交付金実施要綱（抄）

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等、地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目 的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 産地競争力の強化
- 2 食品流通の合理化

（略）

第9 指導推進等

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 対策の適正な執行の確保
 - (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
 - (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

第1～第7 〔省略〕

第8 事後評価等

1 事後評価

交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。

- (1) 計画主体は、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を農林水産大臣に報告するものとする。
- (3) 農林水産大臣は、(2)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

2 事後評価後の措置

- (1) 1の事後評価の結果、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を農林水産大臣に提出するものとする。
- (3)～(4) 〔省略〕

第9 交付金の適正な執行の確保

- 1 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

以下省略

産地パワーアップ事業実施要領

第1～第17〔省略〕

第18 推進指導体制等

1 指導及び監督等

- (1) 生産局長等は、実施要綱別表のIの基金事業について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の3及び4に基づき各基準に適合するよう基金管理団体に対して指導及び監督を行うとともに、これらの基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金管理団体及び地方農政局等は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、地域協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

以下省略